

## 西15丁目電停周辺地区における意見募集の結果

No.	項目 (指針の構成と 整合)	章	節	ページ	意見の分類	意見	回答
1	指針全般	-	-	-	全体の内容 への賛同	指針については、誠に結構なものだと思う。	
2	指針全般	-	-	-	全体の内容 への賛同	指針の内容について、ある程度評価できる。	
3	指針全般	-	-	-	全体の内容 への賛同	景観まちづくり指針(素案)の内容は、全体的に問題ないと思う。	賛同意見
4	指針全般	-	-	-	全体の内容 への賛同	景観まちづくり指針(素案)には賛成する。素晴らしいことだと思う。	
5	指針全般	-	-	-	全体の内容 への賛同	指針に位置付けられた項目については、どれも結構なことと思います。	
6	指針全般	-	-	-	指針の役割	景観まちづくり指針に定める基準への適合については、法的拘束力はあるのか。	
7	指針全般	-	-	-	指針の役割	景観まちづくり指針に定めている景観形成基準は、「～努めましょう」、「～配慮しましょう」という表現が多く、実現性に不安がある。	当地区の景観まちづくり指針は、札幌市景観条例に基づくものとする予定であり、届出対象行為を行う者は、条例に基づき指針に定めている景観形成基準に適合させる必要があります。なお、景観形成基準に適合しない場合は、罰則はありませんが、札幌市は届出者に対して基準への適合について助言、指導、勧告をすることができます。それでも従わない場合は、届出者の氏名等を公表することもできます。また、条例では、届出を要しない行為であっても、景観まちづくり推進区域内であれば、その地域に住んでいる方や事業を営んでいる方などは、景観まちづくり指針に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ旨を規定しています。
8	指針全般	-	-	-	指針の役割	景観まちづくり指針に記載してある基準などは努力目標なのか。罰則規制がないと実効性が低いのではないか。	
9	指針全般	-	-	-	指針の役割	届出について、法的拘束力はあるのか。	
10	指針全般	-	-	-	景観まちづくりの効果	景観まちづくりの指針に基づく取組は、税金の無駄遣いにならないのか。	一定の規模の建築物を新築したり、一定の大きさの広告物を掲出しようとする場合などには、札幌市へ届出が必要になり、届出者等と札幌市が協議を行うことでゆるやかに基準への適合を誘導するものであるため、札幌市が費用を負担するものではありません。
11	指針全般	-	-	-	事業者等への周知	事業者への周知を徹底し、景観まちづくり指針の内容に沿った計画を提案してもらうことが必要なのではないか。	ご意見の観点は重要と考えています。景観まちづくり指針の周知は、札幌市のホームページへの掲載やまちづくりセンターでの指針の配架等を行っていく予定です。

No.	項目 (指針の構成と 整合)	章	節	ページ	意見の分類	意見	回答
12	目的と位置づけ	1	(1)	1	景観まちづくりの狙い	来訪者の増加によって静謐な生活環境が悪化しないか心配である。	当地区のうち、既に店舗等が多く立地し、景観誘導区域として指定する市電通沿いや西屯田通沿いなどについては、にぎわいの創出に資する基準などを設け、一定の規模の建築物を新築したり、一定の大きさの広告物を掲出ししようとする場合などに、札幌市へ届出が必要になります。届出者等と札幌市が協議を行うことでゆるやかに基準への適合を誘導していくこととしており、この区域において、来訪者の滞在時間の増加や訪れたときの満足度等の向上などといった効果を期待するものです。
13	景観形成の基準(みどりに関する事項)	4	(1)	8	緑化の推進	景観まちづくり指針などで、まちが緑化されることに賛同する。	
14	景観形成の基準(みどりに関する事項)	4	(1)	8	緑化の推進	みどりは、できる限り増やしていく方が良い。	
15	景観形成の基準(みどりに関する事項)	4	(1)	8	緑化の推進	すぐに実現しないかもしれないが、少しずつでも通り沿いにみどりを増やしていくことは、季節を感じるとともに、市電からの景観を美しくし、観光客にも喜ばれると思う。	賛同意見
16	景観形成の基準(みどりに関する事項)	4	(1)	8	緑化の推進	公共空間を魅力的にしていくため、既存の樹木の保全、緑化に努めていくことに賛同する。	
17	景観形成の基準(みどりに関する事項)	4	(1)	8	植栽等の保全	ただ既存の樹木等を保全するという基準ではなく、老木の倒壊の危険性を考慮するなど、安全性についての視点が必要なのではないか。	ご意見の観点は重要と考えています。4. 景観形成の基準の「みどり」に関する事項にある景観まちづくり推進区域の基準①、②の解説文に下線部の記述を追加します。 「日常生活を営む上で、身近にある花やみどりは、潤いよやすらぎを与えてくれる貴重な資源です。庭先などの既存のみどりは、樹木の状態を考慮したうえで、できる限り保全とともに、新たなみどりを創出するため、外構部分等の緑化に努めましょう。」
18	景観形成の基準(みどりに関する事項)	4	(1)	8	維持管理	樹木の落ち葉対策など、みどりの「維持管理」の観点も必要ではないか。 <b>【他、類似意見1件】</b>	みどりの維持管理の観点は全市的に重要と考えています。当指針のP7に記載しているとおり、この基準は札幌市全域における基準(景観法に基づく景観計画区域における景観形成基準)に加えて適用するものであり、その基準の中で「景観の維持・管理に配慮する」の項目を設けているため、本指針では記載しておりません。
19	景観形成の基準(みどりに関する事項)	4	(1)	9	設置位置の工夫	車椅子や杖を使用している方も店舗等を利用することを考え、プランターの設置位置に配慮する必要があるのではないか。	ご意見の観点は重要と考えています。4. 景観形成の基準の「みどり」に関する事項にある景観誘導区域の基準②の解説文に下記の記述を追加します。 「なお、プランター等を設置する際には、車椅子利用者の妨げにならないなど、利用者の動線に配慮した設置位置としましょう。」

No.	項目 (指針の構成と 整合)	章	節	ページ	意見の分類	意見	回答
20	景観形成の基準(建築物・工作物に関する事項)	4	(2)	10	付帯設備	カラス対策を行うなど条件次第であるが、ごみ置場の修景は良いと思う。	
21	景観形成の基準(建築物・工作物に関する事項)	4	(2)	11	滞留空間	ベンチ等を設置することは良いと思う。 <b>【他、類似意見1件】</b>	
22	景観形成の基準(建築物・工作物に関する事項)	4	(2)	11	滞留空間	歩行者が休憩できる滞留空間を設けることに賛同する。	賛同意見
23	景観形成の基準(建築物・工作物に関する事項)	4	(2)	11	滞留空間	気楽に立ち寄れる場所があると地域の交流の場になり、飲食店等の収益向上になるので良いのではないか。	
24	景観形成の基準(建築物・工作物に関する事項)	4	(2)	11	駐輪場の設置	適宜、駐輪場を設けるのは非常に良いと思う。	
25	景観形成の基準(建築物・工作物に関する事項)	4	(2)	10	色彩の統一	既存の街並みから整理した「地域のカラー」から色彩を選ぶのではなく、もっと色彩を絞ったほうが、街並みが統一されてよいのではないか。	意見交換会において、この地域で現状の街並みにあった色彩から「地域のカラー」を選定し、街並みの統一を図っていきたいという意見が多くあったことから、このような基準を設けております。今後、景観まちづくりの議論が深まり、地域のカラーをより限定していきたいという要望があれば、見直すことも検討していきます。
26	景観形成の基準(建築物・工作物に関する事項)	4	(2)	10	付帯設備	付帯設備を植栽や柵で覆うことで、危険性はないのか。	ご意見の観点は重要と考えています。4. 景観形成の基準の「建築物・工作物」に関する事項にある景観誘導区域の基準②の解説文に下記の記述を追加します。 <u>「なお、塀や柵などで修景する場合は、付帯設備から十分な距離を保って配置するなど、安全性にも配慮しましょう。」</u>
27	景観形成の基準(建築物・工作物に関する事項)	4	(2)	11	駐輪場の設置	駐輪場を設置する場合は、有効に使われるよう設置場所にも配慮する必要がある。	ご意見の観点は重要と考えています。4. 景観形成の基準の「建築物・工作物」に関する事項にある景観誘導区域の基準⑤の解説文に下記の記述を追加します。 <u>「また、施設の入口に近いところに駐輪場を配置したり、サイン等でわかりやすく駐輪場まで誘導するなど利用しやすさにも配慮しましょう。」</u>

No.	項目 (指針の構成と 整合)	章	節	ページ	意見の分類	意見	回答
28	景観形成の基準(建築物・工作物に関する事項)	4	(2)	11	駐輪場の設置	病院の周辺には駐輪が多いことから、安全確保のためにも基準が必要ではないか。	意見交換会やアンケートにおいて、駐輪に関する基準が必要という意見が多くありました。そのため、指針では、駐輪場に関して「多くの人々が利用する施設等には、通りからの見え方に配慮し、適宜駐輪場を設けるようにしましょう。」という基準を設けています。
29	景観形成の基準(夜間景観に関する事項)	4	(3)	14	照明のLED化	屋外照明はLEDなど省エネルギー型への転換を図るべきだと思う。	ご意見の観点は重要と考えています。4. 景観形成の基準の「夜間景観」に関する事項にある景観まちづくり推進区域の基準①の解説文を下記のとおり修正します。 <u>「歩行者にとっての夜間の安全性を向上させるため、歩道を照らすなど外構等に屋外照明を設置し、可能な限り点灯するように心がけましょう。なお、屋外照明は消費電力の少ないものとし、点灯する時間も人が多く歩く時間帯とするなど省エネルギーにも配慮しましょう。」</u>
30	景観形成の基準(夜間景観に関する事項)	4	(3)	14	夜間の安全確保	夜間の安全を確保することは、行政側の役割ではないか。	行政が役割を担う部分もありますが、意見交換会において、建築物を新築する際に屋外照明の設置・点灯を誘導することで、歩行空間の安全性を向上させてほしいという意見が多くありました。そのため、指針では、夜間景観に関して基準を設けており、一定の規模の建築物を新築する場合などには、札幌市へ届出が必要になります。届出者等と札幌市が協議を行うことでゆるやかに基準への適合を誘導していきます。

No.	項目 (指針の構成と 整合)	章	節	ページ	意見の分類	意見	回答
31	景観形成の基準(広告物等に関する事項)	4	(4)	15	広告物の整備・統一	広告物は景観を形成する1つの要素であることから、広告物の基準が必要ではないか。	意見交換会やアンケートにおいて、広告物に関する基準が必要という意見が多くありました。そのため、指針では、広告物に関して基準を設けています。
32	景観形成の基準(広告物等に関する事項)	4	(4)	16	カラーユニバーサルデザイン	カラーユニバーサルデザイン(色弱、弱視者への対応)に配慮することが必要ではないか。 <b>【他、類似意見2件】</b>	ご意見の観点は重要と考えています。4. 景観形成の基準の「広告物等」に関する事項にある基準及びその解説文を下記のとおり修正します。 景観誘導区域の基準①を「広告物等の規模、色彩、配色等は、建築物の形態・壁面の色彩と調和することはもとより、安全性や視認性にも配慮して、周辺の街並みと調和したデザイン性が高いものとなるよう計画しましょう。」という基準とします。また、解説文を「広告物等の掲出にあたっては、カラーユニバーサルデザインにも配慮し、建築物の形態、外壁の色彩や周辺との調和を図る広告のデザインや色彩・配色としましょう。」とします。
33	景観形成の基準(広告物等に関する事項)	4	(4)	16	広告物の設置位置	歩行者の安全を確保できるよう、のぼり旗などの広告物は歩道等にはみ出さないように設置すべき。	意見交換会やアンケートにおいて、広告物の設置等に関する基準やマナー啓発活動が必要という意見が多くありました。そのため、指針では、広告物に関して「立看板やのぼり旗等の簡易な広告物を設置する場合は、歩行空間の安全性に配慮した設置位置としましょう。」という基準を設けており、一定の大きさの広告物を掲出しようとする場合などには、札幌市へ届出が必要になります。届出者等と札幌市が協議を行なうやかに基準への適合を誘導していきます。また、みんなで取り組む景観まちづくり活動として、歩道際にあるのぼり旗や立看板などの設置マナーの啓発活動を位置付けています。
34	景観形成の基準(広告物等に関する事項)	4	(4)	15	費用負担の助成	京都のように既存の広告物を基準に適合するように改修させるのであれば、費用は札幌市の負担になるのか。それとも設置者の負担になるのか。	一定の大きさの広告物を掲出しようとする場合には、札幌市へ届出が必要になり、届出者等と札幌市が協議を行うことでゆるやかに基準への適合を誘導するものであるため、札幌市が費用を負担するものではありません。
35	届出の手続き	5	(1)	18	届出の手続きの仕組み	景観の届出は可能な限り簡素化したほうが良い。	景観まちづくり指針に基づく届出については、届出の手続の流れなどをわかりやすく周知するよう努めています。

No.	項目 (指針の構成と 整合)	章	節	ページ	意見の分類	意見	回答
36	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	緑化・花植え活動	地域の特色が現れる花やみどりの演出がされるとよい。	みんなで取り組む景観まちづくり活動として、「市電通や店舗前など沿道の植樹枠等を活用した多世代で取り組む花・緑づくり」を位置付けていることから、ご意見については、今後の活動を進める上での参考とさせていただきます。
37	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	まちの環境美化	学生などと協力し、地域の清掃を行い地区内の環境美化を行ったほうが良い。	みんなで取り組む景観まちづくり活動として、「道端の清掃など環境美化活動」を位置付けていることから、ご意見については、今後の活動を進める上での参考とさせていただきます。
38	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	まちの環境美化	電停周辺の清掃を積極的にしたほうが良い。	みんなで取り組む景観まちづくり活動として、「地区の賑わいの創出やつながりを高める活動」を位置付けていることから、ご意見については、今後の活動を進める上での参考とさせていただきます。
39	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	地域の交流の場	四季にあわせたイベントなどを開催することで、地域の活性化につながるのではないか。	みんなで取り組む景観まちづくり活動として、「地区の賑わいの創出やつながりを高める活動」を位置付けていることから、ご意見については、今後の活動を進める上での参考とさせていただきます。
40	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	まちの愛着醸成	当地区の特性を生かしたシンボルマークや愛称を考案したらどうか。	ご意見については、今後の活動の参考とさせていただきます。
41	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	助成金関係	行政からの財政的な支援が必要ではないか。	札幌市では、良好な景観の形成に寄与する活動に要する経費の一部を助成することができる制度があります。なお、景観まちづくり指針に位置付けた活動についても、当制度による助成の対象となります。
42	みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	-	20	助成金関係	みどりの維持管理に関して、札幌市からの財政的な支援はあるのか。 <b>【他、類似意見1件】</b>	ご意見については、今後の活動の参考とさせていただきます。
43	参考意見(指針に関するもの)	-	-	-	連携した景観まちづくりの進め方	みどりの維持管理を行っているが、事業者等の協力が得られない。まちづくりの关心・意識向上を図ることが必要と考えている。	ご意見の観点は重要と考えております。景観まちづくり指針を策定した後は、みんなで取り組む景観まちづくりの活動を通じて、地域住民と事業者が一体となり主体的に取り組んでいけるよう働きかけを行っていきたいと考えています。
44	参考意見(指針に関するもの)	-	-	-	提案事項	広告物にスマイルさっぽろのロゴマークや地区オリジナルのロゴを入れると地域住民等と行政が協働で、景観まちづくりに取り組んでいることが伝わるのではないか。	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
45	参考意見(指針に関するもの)	-	-	-	提案事項	途中下車してまでも歩きたくなるような散策ルートを提案すべきだと思う。	

No.	項目 (指針の構成と 整合)	章	節	ページ	意見の分類	意見	回答
46	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	提案事項	他の地域と比べ、みどりが身近に感じられないで、桜、ライラック、アジサイ、イチヨウなどを植栽し、特徴のある公園や並木通りをつくってほしい。	ご意見や具体的な取組については、関係部局等と情報を共有し、今後の参考にさせていただきます。なお、札幌高等裁判所宿舎等跡地については、その一部を地域の身近な公園として整備する予定となっております。
47	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	提案事項	札幌高等裁判所宿舎の再開発について、その計画があるのであれば、小公園にして欲しい。	
48	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	提案事項	路面電車を利用し、札幌市の成り立ちや歴史を紹介するようなツアーを開催したほうが良い。	
49	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	色彩の統一	案内看板やロードヒーティング設備なども統一したデザインとしてほしい。	
50	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	道路の補修・整備要望	歩行者が歩きやすいうように、歩道の舗装補修を行うべきである。 <b>【他、類似意見1件】</b>	
51	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	道路の補修・整備要望	病院の周辺において、足の不自由な方にも歩きやすい道路を整備できないか。	ご意見や具体的な取組については、関係部局等と情報を共有し、今後の参考にさせていただきます。
52	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	道路の補修・整備要望	西屯田通を拡幅・整備してほしい。	ご意見や具体的な取組については、関係部局等と情報を共有し、今後の参考にさせていただきます。
53	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	道路の補修・整備要望	歩道の路面標示、視覚障害者誘導用ブロック等の整備・充実を検討できないか。	
54	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	道路の補修・整備要望	積雪時のこととも考えて、歩道の拡幅が必要なのではないか。	
55	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	道路の補修・整備要望	積雪時のこととも考えて、歩道の拡幅や電線地中化が必要なのではないか。	
56	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	電線地中化の検討要望	電線地中化を検討をしてもらいたい。 <b>【他、類似意見1件】</b>	

No.	項目 (指針の構成と 整合)	章	節	ページ	意見の分類	意見	回答
57	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	冬季の除排雪要望	冬季における歩道の除排雪について、強化・充実を図るべきではないか。 【他、類似意見3件】	
58	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	冬季の除排雪要望	融雪溝を設置してほしい。	
59	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	各種施設のユニバーサルデザイン化の要望	各種施設(道路、建築物など)のユニバーサルデザイン化を推進してほしい。 【他、類似意見2件】	
60	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	観光・交流施設への案内表示の要望	観光客や来訪者向けに、観光・交流施設や地下鉄駅への案内表示が必要ではないか。	ご意見や具体的な取組については、関係部局等と情報を共有し、今後の参考にさせていただきます。
61	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	街路樹の植樹要望	福住・桑園通を桜並木にすると、賑わいが生まれるのでないか。	
62	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	路面電車路線の延長要望	桑園まで路面電車の延伸を検討してもらいたい。	
63	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	交通課題の対策要望	駐停車などのマナー啓発が必要である。 【他、類似意見1件】	
64	参考意見(関係部局等との連携に関わるもの)	-	-	-	交通課題の対策要望	二条小学校の隣にある交番から東へ向かってはじめの手押し信号を、近くの信号と連動した信号にした方が安全だと思う。	
65	その他	-	-	-	交流施設の設置要望	人が集まるような魅力的な施設の誘致は検討できないか。 【他、類似意見1件】	
66	その他	-	-	-	交流施設の設置要望	飲食店などを充実させることで、地域の交流の場にもなると思う。	この指針に基づく取組において、直接的に施設を誘致することは難しいですが、良好な景観を形成し、地区の魅力を高めることで、この地区に新たに魅力的な施設を建築したいという需要が高まることを期待しています。
67	その他	-	-	-	園芸用品を取り扱う大型小売店の誘致要望	電停周辺に園芸用品を取り扱う大型小売店を誘致すると、植栽に関わる資材等の購買機会が増え、地区内の緑化につながるのではないか。	
68	その他	-	-	-	喫煙の対策要望	喫煙などのマナー啓発が必要である。 【他、類似意見1件】	ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。